

別表十三(九)

13欄及び20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	(	)
交換の年月日	1	平	・	・	円
交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13				
譲渡直前の帳簿価額	14				
(8)					
交換取得資産の価額	15				
(11)					
交換取得資産とともに取得した交換差金の額	16				
交換取得資産の価額に					
対応する帳簿価額	17				
$(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$					
圧縮限度額	18				
$(15) - (17)$					
圧縮限度超過額	19				
$(13) - (18)$					
交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	20				
交換取得資産の価額	21				
(11)					
譲渡直前の帳簿価額	22				
(8)					
交換とともに支出した交換差金の額	23				
計	24				
$(22) + (23)$					
圧縮限度額	25				
$(21) - (24)$					
圧縮限度超過額	26				
$(20) - (25)$					

別表十三(九) 平二十三・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

13欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第66条第1項」又は「第4項」(※2)

②区分番号に、「00265」

③当該別表十三(九)13欄の金額(同欄の金額が18欄の金額を超える場合には、18欄の金額(円単位))を記載してください

(※1) 交換取得資産のみを取得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合

(※2) 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第66条第4項」、それ以外は「第66条第1項」

20欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第66条第1項」又は「第4項」(※2)

②区分番号に、「00265」

③当該別表十三(九)20欄の金額(同欄の金額が25欄の金額を超える場合には、25欄の金額(円単位))を記載してください

(※1) 交換とともに交換差金を支出した場合

(※2) 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第66条第4項」、それ以外は「第66条第1項」